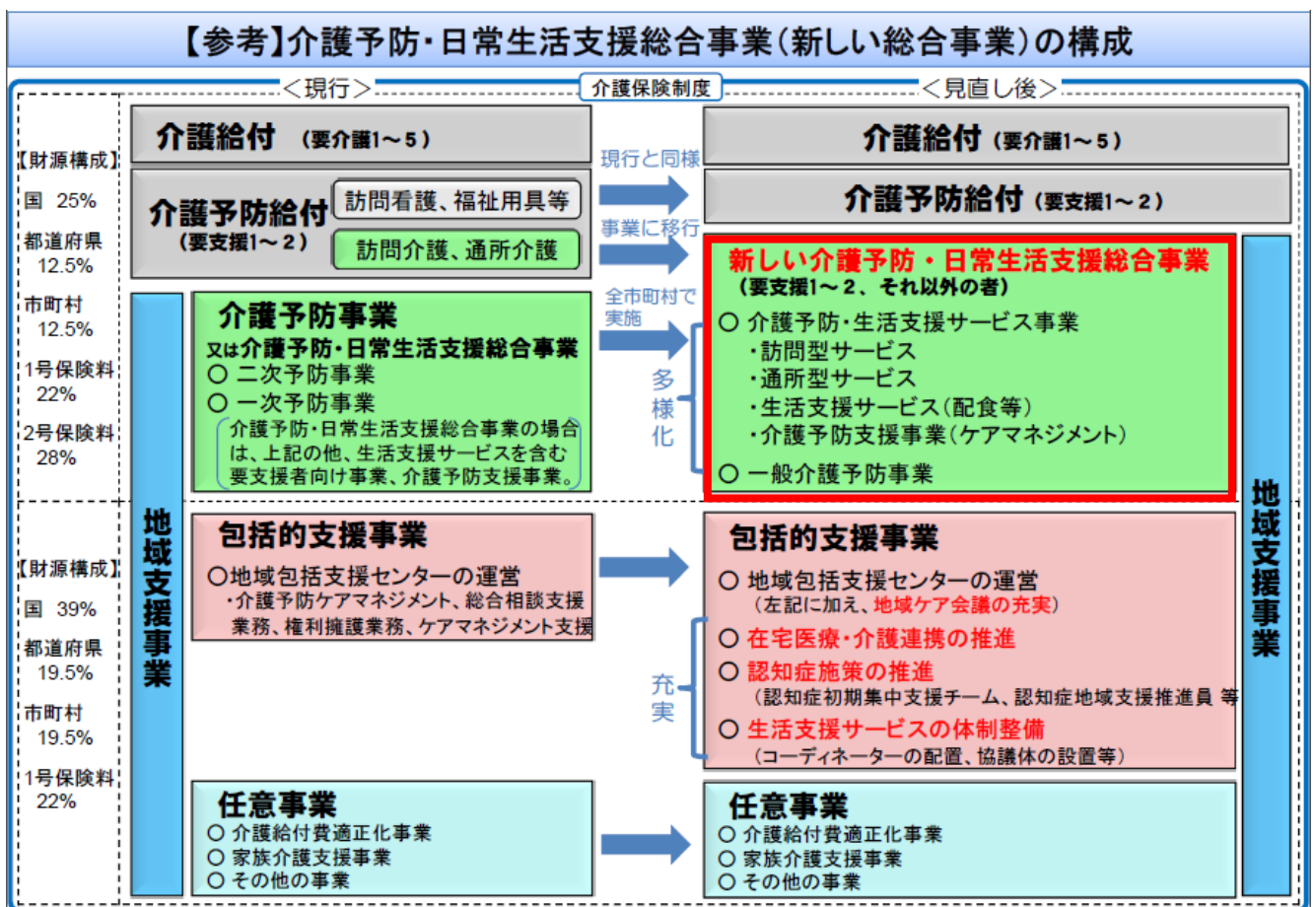


新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施について（案）

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨（国のガイドラインから引用）

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。
- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。
- ・ 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、これまで全国一律のものとして提供されていた介護予防の訪問介護・通所介護を、市町村の実施する新しい総合事業に移行し、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、「これまでの介護予防の訪問介護・通所介護」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直す。

※ 新しい総合事業に係る介護保険法改正法の施行は平成27年4月1日からとされているが、その実施については猶予が認められており、本市では条例により、平成29年4月1日から実施することとしている（函館市介護保険条例 附則第3条の2）。



（資料：厚生労働省）

<国が示す新しい総合事業の構成例>

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討)

